

令和5年度 第7回広陵町定例教育委員会 会議

○ 開会及び閉会

令和5年10月30日(月) 午前 11時20分開会
同日 午前 12時40分閉会

開催場所：真美ヶ丘中学校 2階 共同学校事務室

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

(教育長)植村佳央、1番委員：(教育長職務代理者)松井秀史、
2番委員：奥田俊詞、3番委員：岡野 聰子、4番委員：臼井 有香

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育総務課長	福田 順子
学校支援課長	池端 徳隆
生涯学習文化財課長	尾崎 充康
教育総務課指導主事	小峠 博幸
教育総務課指導主事	濱田 健二
学校支援課指導主事	阪口 妙子
学校支援課指導主事	福井 康博

4 議案 (1) 通学区域改定に関する事項について

○教育長 それでは、議案に移らせていただきます。まず1つ目でございます。通学区域改定に関する事項について、別紙がございますのでご参照ください。これについては、学校支援課長よろしくお願ひします。

○学校支援課長 今ありましたように、広陵町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則につきまして、お手元の資料をご確認いただきたいと思います。

本年の春から関係部局におきまして、これまでの経緯と要望、これは町長への手紙で近い学校に行きたいとか、前から少しお話をさせていただいているように、自分は共働きであるので、両親のところの学校へというような要望がございましたので、こういったことを踏まえまして、もちろん教育委員会の窓口にもそういうお話はございましたが、通学区域の改定に関する協議、これは参考しての会合が3回ございましたが、そういう検討を行ってきた経緯がございます。

改正の理由でございますが、上から4行目の今般の社会情勢の変化に対応することと、より柔軟に対応するために、就学指定校の変更の事務手続に係る規定を整理いたします。

就学指定校の変更について定めた広陵町校区外就学取扱要綱、これも改正することになりますので、これと併せて所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、若干重複しますが、原則は、今現状は住民票があるところの住所地、そこに定められました学校へ通うこと。指定校ということで、これはもう皆さんが周知のとおりでございます。

この改正は、通学区域に関わらず、教育長が別に定める基準に該当するもののうち、教育長が許可するものにつきましては、通常就学指定校となる学校以外の学校に就学することができる。1枚めくっていただきましたら、その改正の規則がございます。

もう1枚めくっていただきますと、新旧対照表で第4条の右側、現行の規定を左側赤字の改正案に修正をするという一部改正でございます。指定学校の変更いうところ、教育長が配慮等の現行の4条、4項目立ての条文を、就学学校の変更として集約をいたします。様式につきましても当然それに応じ

て見直すことになりますが、規則第4条の一部改正というところになります。

改正の条文は書いてあるとおりなのですが、第2条の規定により定められた通学区域に関わらず、教育長が別に定める基準に該当する者は、教育長の許可を得て、他の通学区域の小学校又は中学校に就学することができるというところで、この規則の改正につきましては、現行の様式を添付させていただいております。

それともう1つの議案、広陵町校区内就学取扱要綱の全部改正の概要という資料がございます、こちらをご覧いただきたいと思います。

具体的な改正内容につきましては、本要綱に定めるものとなりますので、事由とか基準等を、この制度改正の内容によって説明させていただきます。

改正理由につきましては、改正する項目が非常に多岐にわたりますので、規定の全部を改めるということになります。

真ん中あたりの改正内容2番でございます。就学指定校の変更の許可及び区域外就学の承諾の基準の見直しというところで、これまで広陵町はこの辺のところは、あまり見直しというのを実施をしておりませんでした。ところが吉頭言いましたような、いろんな社会情勢の変化、共働きでしかも大阪とかに勤めておられて帰りも遅く、現状既におじいちゃん、おばあちゃんのところで晩御飯を食べて、場合によってはお風呂まで入れてもらって、おじいちゃん、おばあちゃんが送つて行くとか、もしくは保護者が迎えに来られるとか、そういう形態もあるというのは存じあがておりましたが、これら手続にかかる規定の整備となります。

めくっていただきますと、要綱の改正内容を示しております。

もう1枚めくっていただきますと、別表が出てまいります。第2条関係でございます。この辺のところの改正の部分につきましては、これも赤字で規定をさせていただいております。これは実は河合町、高田市、葛城市、樋原市、生駒市、五條市、こういったところを参考にさせていただきまして、指定校変更区域外の就学の基準というところで、申請なり審査のところを研究をさせていただきました。広陵町の現状に合うようにというところでございますが、まず赤字のこの表の3番目のところ、最終学年前年度での転居（転出）、これにつきましては従前もこれは広陵町にもありました、文言の修正をさせていただいたものでございます。学年途中に転居するというところで、ちょっと文言の修正でございますので、これは特に新たなものではございません。

もう1枚めくっていただきまして、7番の赤字でございます。左の下側、これまでに、これは本町にないものというところで、保護者全員の就労等で放課後自宅に監護者がいない場合、小学生に限るとさせていただいております。このことの許可基準でございますが、全ての保護者が自宅外で就労している等の理由によりまして、放課後自宅に監護者がいない児童の下校時の状況に鑑みて、就学指定校に就学するより、次に掲げる学校に就学するほうが望ましいと認められる場合で、通学の安全が確保できる場合、これの1番としまして、帰宅後当該児童を監護する祖父母等の親族がある区域が含まれる通学区域が定められている小学校。2番目といたしまして、これだけではなくに、保護者の勤務地、もしくは自営業等でほかのところに勤めておられているというようなところも、一応項目として挙げさせていただきました。このことに関しましての添付書類といたしましては、そういったことが就労証明等の確認ができる書類を添付してもらうというところでございます。

8番、兄弟と同じ学校に通う場合ですが、兄弟が通学しているところに当然別れるということのないようについてことで、これも文言を、若干今の時代に合うように修正をさせていただきました。

それと次の9番、これは今も現にございません。身体的理由です。大体国は通学4キロ圏内であれば、もちろん地域性にもありますが、それは相当というか、それを超えたらちょっとと考えなさいよというところなんです。そういうところ等も鑑みまして、就学の指定校との距離、通学路の状況とか交通事情とかそういうところで、病弱・虚弱である等の理由がある場合、これはやっぱり近いところへ変えていただけるようにしよういうところで、これは医師の診断書等の身体的理由が分かるものというようなところで整理をさせていただきました。

10番の教育上の配慮というのは、これはもうあえて具体に見直しをしようかなと思ったんですが、あまり四角四面でやりますと、ある意味融通が利かなくなりますので、この辺の文言はそのままでご

ざいます。

ご記憶もあるうかと思いますが、従前3つほどのエリアを決めて、選択制というようなものも考慮させていただきました。ところがその選択制も含めて種々考慮したんですが、今新たに教育長もやっぱり方向性としては義務教育学校、この真美ヶ丘中学校のエリアに、最終的に真美一、真美二の小学校、そこを集約といいますか義務教育学校というようなところを考えますと、それはすぐにいきませんが、その段階で選択制のところをそうしたらまた見直すのかということになります。

もう1点、資料としてお付けはしておりませんが、ちょっと今手持ちで持ってきたんですが、広陵西小学校の西側のところ、消防署の北側になります。道を挟んで南側、そこにこういう形で100軒の一戸建てが計画されております。100軒か、120軒ですかね、そういうふうなものが今ちょっと用地の交渉の段階で止まっているということを聞いています。現実にはもう用地の買収、もう売買したという人もおられますので、これがやっぱり進んでいきます。百数十軒できますと、このエリアを仮に選択制にしたら、結局のところ西小学校につきましても、せっかく増築をした分が、また飽和状態になってまいります。

だからこういうふうなものが、実際10年先に分譲が開始されたとしたら、これはもう強制的に通学区域全部見直して、現状真美ヶ丘第一小学校になります。現状真美ヶ丘第一小学校というのは、400人弱で390何人の生徒がおります。ピークのときには707人の生徒がいました。ただ今は35入学級、これをまた30入学級ということで、段階をおってそういうふうにしてくると思います。真美ヶ丘第一小学校の教室、ある意味ちょっと贅沢に使ってる部分がありますので、現状として30入学級となったとしたら、何人の子どもの受け入れができるかということで、550、60人は大丈夫だというところですので、そういういた保険をかけて確認してきたのとは違いますけれども、そういうところを研究をさせていただきました。今は選択制というようなところは、ちょっと先に送る、近い将来に強制的にも通学区域を全て見直さなければならないような要件があるということで、主には家庭事情、家庭のそういう保護者が自宅外で就労しているというようなところを主において、病弱等の理由で見直すというようなところです。

これは施行は来年の4月にしておりますが、実質的に3役に説明もさせていただいておりまして、おおむね了解をいただいている中で、最終的にこの教育委員会での承認をいただいて決裁ということになります。施行は4月1日なんですけれども、実質的にそういう話があつた場合につきましては、事前に進めていくことができるというような条文の改正をしております。

あと、指定校の学校の変更許可申請書というのをつけておりますし、現状の区域外の就学というようなものも参考までに、一番最後に付けさせていただいております。ちょっと端折りましたけれども、校区の考え方の改正につきましては、通学区域の改定に関するものとして、一體的に規則の一部改正と要綱はもう全部改正になりますが、これをもって手続させていただくというところでございます。まとまつませんが、以上でございます。

○教育長 ありがとうございました。今の学校支援課長の説明を聞いていただいて、何かご質問又はご意見等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思いますがどうでしょうか。

○A委員 今説明していただいた趣旨は、それで私もいいと思います。ただ、文言の使い方で、例えば要綱の全部改正の2番の「他市町村の基準に鑑み」というところで、「社会情勢の変化に鑑み」であれば、それでいいのではないかと、私は思うのですが。これはそれぞれの言葉の感覚とかいうようなものが。それともう1つは、広陵町の独立性ということを言外にきちんと言うとすれば、このような感じがいいのじゃないかと思います。それともう1点、言葉尻を捉える話ばかりで申し訳ない。

○学校支援課長 いえいえ。

○A委員 この要綱の改正の総長の表の最初のページの下なのですが、7番です。保護者全員の就労等で、この保護者という言葉が一般どういう感覚で使っている。例えば、このAという子どもがいると、Aの保護者は一応届け出るのは、例えば、父親が出す、そうすると父親が保護者と解釈せよですね。保護者全員という言葉が、適切かなという気がしているのですね。それを丁寧に言っている言葉と思うのですが。

だから文言の問題で、別に趣旨に私は賛成するので、それでいいと思います。

○学校支援課長 ありがとうございます。絶対これでなければならないということは、もちろんないわけです。一応法令部局とも協議をしながら、それこそ他市町村のものを見比べたという、そういう表記になってしまったのかと思うのです。それは極端な話、要らないと思います。ちょっと保護者というその解釈だけ、もう一度確認を取らせていただいて、問題なければというふうになりましたら、そのまま使わせていただきますというところで考えてございます。

○教育長 今、A委員から、そういうようなご指摘がございましたが、特に市町村については要らないのかなとは思います。あと、7番目の保護者全員というのは父母という意味というか、保護者と言つたら、例えば、おじいちゃん、おばあちゃんもやはりいておられますよね。

○学校支援課長 住民票の異動じゃないですが、世帯主に代わって、もっと言つていけば親権があるかないかとかというようなところまでなのですけれども。よく学校で保護者と、別にお父さんが書かれる場合もありますし、夫婦が離婚とかされてない場合でも、どっちに関わる場合もありますので、そういう意味合いからちょっとここでは違うと思うのですけれども。

○教育長 これについては、法制部局とも。

○学校支援課長 この辺は、一応法制部局と。

○教育長 協議して。

○学校支援課長 協議して、それで教育委員会に出しているような状況です。ただ、おっしゃったように市町村の状況というのは、これはもう割愛します。確かに書かなくてもいいことだと思いますので。

○教育長 そうですね。

○学校支援課長 はい。

○教育長 A委員、ご指摘いただいたのですが、そういうふうらしいです。

○A委員 はい。あとはお任せして。

○教育長 ほかにご意見とかはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは市町村の基準、これだけは削除させていただこうと思います。ありがとうございました。

それでは、1つ目の通学区域改定に関する事項については、終わらせていただきます。

4 議案（2）後援名義使用許可申請について（「わくわく子育てセミナー広陵町・葛城市」）

○教育長 続いて、2つ目の後援名義使用許可申請についてでございます。「わくわく子育てセミナー広陵町・葛城市」について、別紙ございますので、これについては、教育総務課指導主事よろしくお願ひします。

○教育総務課指導主事 一般社団法人の倫理研究所、家庭倫理の会奈良より後援名義使用許可申請がありました。

行事の名称ですが、「わくわく子育てセミナー広陵町・葛城市」、プリントでは広陵町の「町」が抜けておりますが、広陵町です。

主催者は家庭倫理の会奈良。ほかの後援先としまして、もう既に奈良県教育委員会から後援名義使用許可が出ております。

目的です。核家族が当たり前の社会になり、子育ての悩みを誰にも相談できない親が増えている昨今、健全な家庭、地域づくりに貢献するため、妊娠婦や乳幼児・小・中・高生の子どもを持つ親を対象に、子育てセミナーを開催し、グループディスカッション、生活倫理相談などを行って、胎教や子育ての要点を分かりやすく解説したいというのが目的です。

実施日時及び場所ですが、令和5年10月22日から令和6年8月18日までの間、9回実施されます。場所は広陵町中央公民館、当麻文化会館となっております。

参加費ですが、会費が500円。テキスト代、お菓子代。対象者ですが、妊娠婦とその夫、思春期頃のお子様を持つご両親ということになっております。参加予定人数は10名となっております。

過去の実施につきましては、令和4年9月30日から令和5年8月20日までの資料をいただいております。

1枚表紙をめくっていただきますと、2枚目の表裏に家庭倫理の会規定を付けさせていただいております。

3枚目をめくっていただいて、表には今年度の予算。裏には令和5年度、昨年度の予算執行の決算書が。それから、4枚目に、今年度のチラシが付いております。奈良県教育委員会の後援は、既に入っています。チラシの配布も申請されておられます。

5枚目ですが、過去に実施されたチラシですね、去年の9回の実施されたチラシが付いております。奈良県教育委員会の承認の文字が入っております。以上です。ご審議をよろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございます。これは初めての申請になるのですね。

○教育総務課指導主事 はい。初めてだと思います。

○教育長 ただ、奈良わくわく子育てセミナーの一番最後には、広陵町も入りますよね。親子知歌教室っていうのは、今年もされていたわけですね、はしお元気村で。

○教育総務課指導主事 そうですね。

○教育長 そのときには、審査がなかったのですね。

○教育総務課指導主事 持って来られなかつたのです。先日持つて来られたということで。前回のときは、後援は申請されておられませんでした。

○教育長 ですよね。それは何か理由があります。特になかったのですね。

○教育振興部長 特にないです。8月とそれから10月22日、そこは終わっているのですが。途中からでも申請させていただきたいということです。

○教育長 その家庭倫理の会奈良って、表紙の6枚目の団体の所在地及び連絡先は、倫理の会の方は玉川さんと書いているのだけれども、2枚目の裏面、また逆に、準家庭倫理の会と「準」が入っていて、何か不思議やなと思うのですが。これは福田さんなのですね。どういう違いがあるのかなと。

○教育長 ぱっと見たときに、「準」と家庭倫理の会と、何が違うのかなと思って。一番上には代表者名で福田真樹子さんと書いているのだけれども、こっちは連絡先はまた違うんですね。家庭倫理の「準」と入つてるのは間違いの「準」ですか。これは。よく分からぬけれど。

○D委員 じゃなくて、多分、この規定の第4条に、2種類設けている。

○教育長 準家庭倫理の会、こういう意味か。家庭倫理の会と準家庭倫理の会、そういう意味か。それで分けているのですね。ただ、これはもう県の教育委員会は、もう許可されてるということですね。もう後援はされているということですね。

○D委員 会員に入っている方は無料で、未会員だけが500円徴収するということなのですよね。

○学校支援課指導主事 そんな感じに見えますね。

○D委員 メンバー登録者用と書いてますよね。

○D委員 予算にも、すごく参加人数が少ないなと思ったのですが、徴収されているのが未会員のみと書いてあるから、4名とかになっているのかなと思うのですね、これは。

○教育長 よろしいですか。

○A委員 奈良県教育委員会が許可しているのですが、この家庭という概念で、例えば1枚目の7番目に、参加対象者ということで、妊娠婦とその夫と書いてあるでしょう。この言葉の使い方が、いろんな観点からして、それを適切に使っているのか、そのへんの判断をどうするのかですね。健全な家庭の地域作りに。妊娠婦とその夫、夫と言えば、普通は内縁とかありますよね、パートナーとか。

○学校支援課指導主事 配偶者と書かないというのが。

○教育長 このチラシの中では、対象はプレママ、プレパパとなってますね。

○教育長 どういう団体なのか、ちょっとそこがね、分かりにくいなと、家庭倫理の会。

○A委員 どんどん多様化しているから、この表現がその多様化に合っているのか考える必要がありますね。

○教育長 ちょっといろいろ悩むところはあるのですが、どうでしょう。実際、後援しなくても、多分県が後援しているということですからね。難しいと思うのですよ。葛城市は後援されているんですね。それは聞いてます。

○教育振興部長 葛城市はこのセミナーに関しては、後援してないと思います。ただ、また違う短歌を作る事業は、文科省も後援しています。葛城市は協力しているというのは、聞いております。

ただ、提案させていただいたのですが、これも中央公民館で行うので、せつかくなので後援をしてもらって、このチラシを配りたいということがあると思います。

○教育長 子育ての関係といいますか、そういう気がするのですね。いろいろ悩む部分はあるのですが、県の教育委員会が後援しているという状況もあるということですので、それでよろしいですか。一回確認だけしておいてください、この辺をもう一度ね。今、ちょっと教育総務課長に上位小体を見てもらいましたが、基本は子育てに悩む親御さんに対するアドバイスであったり、そういうことであつたら、それでいいのではないのかなと思いますので。よろしいでしょうか。すいません、ありがとうございます。